

鉄筋施工職種(鉄筋組立て作業)

<p>作業の定義</p>	<p>機械工具を使用して「鉄筋」を所定の寸法に「加工(切断・曲げ)」して配置し、所定の形状の骨組みに結束具及び結束線を使用して「手作業により組立てる作業」をいう。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習</p>	<p>第2号技能実習</p>	<p>第3号技能実習</p>
	<p>①器具及び機械の取扱い作業 ②図面の読図(基礎加工配筋図)作業 ③鉄筋加工作業(切断及び曲げ等加工。必要に応じて行うこと。) ④鉄筋組立て作業(手加工作業)</p>	<p>(1)鉄筋施工作業 ①器具及び機械の取扱い作業 ②図面の読図(基礎加工配筋図)作業 ③鉄筋加工作業(切断及び曲げ等加工。必要に応じて行うこと。) ④鉄筋組立て作業(手加工作業)</p>	<p>(1)鉄筋施工作業 ①器具及び機械の取扱い作業 ②図面の読図作業 1.基礎加工配筋図 2.構造詳細図 3.鉄筋施工図 ③鉄筋加工作業(切断及び曲げ等加工) ④鉄筋組立て作業(手加工作業) ⑤鉄筋工事の良否判定作業</p>
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③鉄筋施工職種に必要な整理整頓作業 ④鉄筋施工職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
	<p>(1)関連業務 ①各種加工配筋図等作成作業 ②鉄筋加工場の整理作業 ③鉄筋の加工場及び施工現場の小運搬作業 ④足場・構台・棧橋等の架設作業(足場の組立て等に係る特別教育が必要 H27.7.1.より適用) ⑤作業工程管理業務(工程管理、器具の保守・管理、材料・資材管理、機械のメンテナンス) ⑥各種場重運搬機械の運転作業(各種機械装置に応じた特別教育、技能講習等が必要。) ⑦玉掛け作業(特別教育又は技能講習が必要。) ⑧コンクリート打設時の合番(あいばん・立会)補助作業 ⑨溶接作業(ガス溶接、アーク溶接、圧接)(特別教育、技能講習等が必要。) (2)周辺業務 ①加工鉄筋の運送作業(加工場から現場) (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①鉄筋材料 1.各種丸鋼 2.各種異形棒鋼 ②副資材 1.結束線 2.スぺーサ</p>		
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>1.鉄筋切断機 2.鉄筋曲げ加工機 3.結束工具 4.加工工具</p>		
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>鉄筋組立て作業の結果が製品である。</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない業務例</p>	<p>1.鉄筋加工を自動機械で行う鉄筋加工作業のみの場合 2.鉄筋組立てを自動機械で行う鉄筋組立て作業 3.コンクリート二次製品製造等で鉄筋加工を伴わない単純組立て作業 4.材料・資機材の運搬搬重のみの作業 5.鉄筋加工作業(切断専従、曲げ専従)のみの場合 6.鉄筋組立て作業のみの場合 7.溶接による鉄筋組立て作業のみの場合 8.圧接作業のみの場合 9.上記の関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		